

事業概要

2025

道民の財産、「水」「土」「里」を次代へ引き継ごう！



北海道土地改良事業団体連合会

Hokkaido Federation of Land Improvement Association



北海道土地改良事業団体連合会
会長理事 菊地 博

北海道の農業・農村は、積雪寒冷な気象や特殊土壌など厳しい生産条件を、農業者のたゆまぬ努力と土地改良の積み重ねにより克服し、本道の社会・経済を支える基幹産業として発展を続け、安全・安心な食料の安定供給や国土の保全などに重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化や人口減少、自然災害の頻発・激甚化に加え、世界的な食料情勢の変化や気象変動などに伴い、我が国の食料・農業・農村を巡る情勢は大きく変化しています。

このような中、国は、昨年6月に食料・農業・農村基本法を改正し、それに基づき、食料安全保障の強化等の実現に向けて、新たな食料・農業・農村基本計画の策定や土地改良法の改正を行ったほか、令和9年度に水田政策を根本的に見直すとしていますが、これらの見直しは、我が国最大の食料供給地域である北海道の実情を踏まえたものとなるよう強く望まれています。

大規模で専門的な農業が展開されている本道の農業・農村が引き続き発展し、国民への食料の安定供給に一層貢献していくためには、飛躍的な生産性の向上が期待できるスマート農業の推進や、高品質・高収益な作物の生産拡大、農村地域の防災・減災を進めていく必要があり、その礎となる農地の大区画化や排水改良、農業水利施設、農道の整備・保全などを進める農業農村整備事業の着実な推進が不可欠であります。

このことから、本会は、令和7年度の事業実施にあたり、会員の共同利益の増進と負託に応えるため、国・道の政策や本会第9次中期計画の業務推進の基本方向を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携のもとで、会員に対する技術援助や国、道に対する技術協力、農業農村整備に精通した人材の確保・育成などを通じて、道内の農業農村整備事業の円滑な推進に努め、協同組織としての役割を果たしていきます。

沿革

本会は、食糧増産という戦中・戦後の国策に沿って、北海道における土地改良事業の推進に参画した北海道土地改良区連合会や北海道国営土地改良事業促進協議会、北海道土地改良補助事業促進協議会、北海道軌道客土促進協議会等の6団体を統括する組織として設立された北海道土地改良協会を前身とします。

昭和32年の土地改良法の改正で「土地改良事業団体連合会」に関する規定が盛り込まれ、解散、再編という変遷を経て、昭和33年3月15日に設立の認可（農林省指令第1085号）を得、同年4月1日に、北海道土地改良事業団体連合会が設立され、今日に至っています。

目的

本会は、「土地改良事業を行う者（国、道及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進する」（定款第1条、土地改良法第111条の2）ことを目的として、次の事業（定款第4条、土地改良法第111条の9）を行います。

- | | |
|---|---------------------------------|
| ①会員の行う土地改良事業（附帯する事業を含む）に関する技術的な指導その他の援助 | ⑤国又は道の行う土地改良事業に対する協力 |
| ②会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事 | ⑥会員の行う土地改良関係事業の金融改善 |
| ③土地改良事業に関する教育及び情報の提供 | ⑦前各号に掲げる事業のほか、本会の目的を達成するため必要な事業 |
| ④土地改良事業に関する調査及び研究 | |

性格

本会は、特別法である土地改良法に基づき設立された団体で、「連合会は、法人とする」（土地改良法第111条の3）と規定されています。

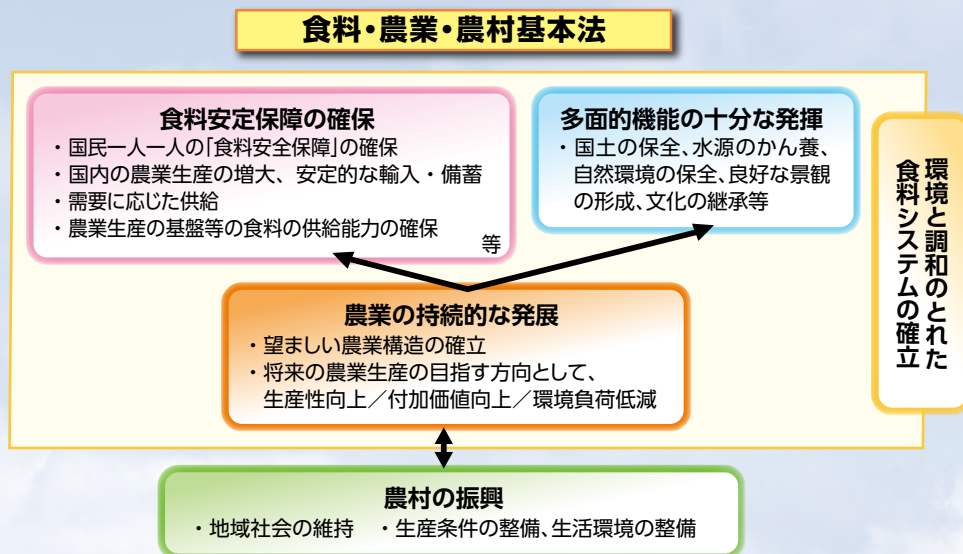
その法的性格は、目的、事業内容、設立手続き等に見られるように公益的色彩を強く有する団体であり、土地改良法に定めるところにより設立が認められた公法人（社団法人）です。

また、「営利を目的としないこと」（土地改良法第111条の4）と定めた非営利法人で、税法上（法人税法、所得税法、印紙税法）は公益法人等と規定されています。

農政の重要な柱としての農業農村整備事業

農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備・保全を通じて「農業の持続的発展」、「農村の振興」、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」及び「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策です。

農業者が減少する中でも、農業の持続的な発展を実現し、将来にわたって食料の供給機能や多面的機能を発揮していくためには、農地・農業用水の確保、担い手の確保、生産性の向上が不可欠であり、農業生産基盤等の整備・保全が重要です。



農業農村整備事業の体系

農業農村整備事業は、国民の食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と、都市にも開かれた**水・土・里**(みどり)豊かな生き活きとした暮らしを創出するために、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備及び農地や施設等の保全管理を行います。

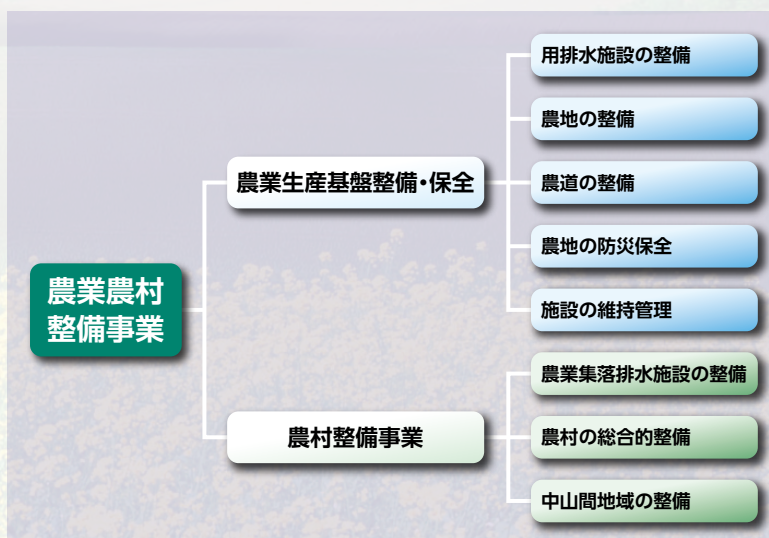
●農業生産基盤整備・保全

国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農地、農業用排水施設等の整備等を行います。

農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災保全等を行います。

●農村整備事業

生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するため、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間地域の総合的整備を行います。



土地改良事業団体連合会の役割

土地改良事業団体連合会は47都道府県に設立された地方連合会と、それを会員とする全国連合会で構成され、地方連合会はそれぞれの地域の農業農村整備事業(土地改良事業及び関連事業)を推進しています。

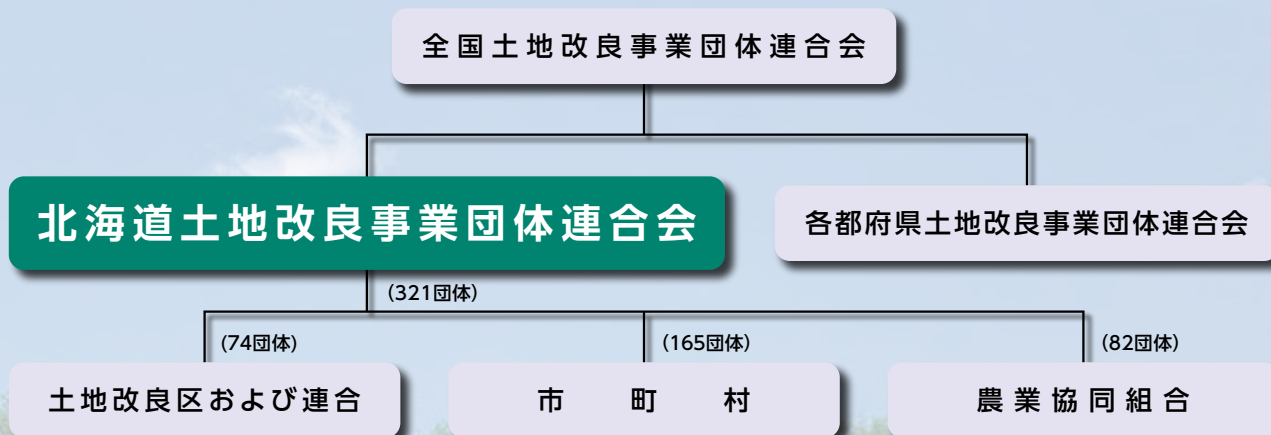
とりわけ北海道は、積雪寒冷な気象や特殊土壌など厳しい生産条件を、農業農村整備事業の積み重ねにより克服し、今日、生産性の高い農業を展開する我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています。

その中であって、北海道土地改良事業団体連合会は、会員である市町村、土地改良区、農業協同組合の協同組織として、会員への技術援助や国、道に対する技術協力等を通じて、道内の農業農村整備事業の円滑な推進と適切かつ効率的な運営に努めています。

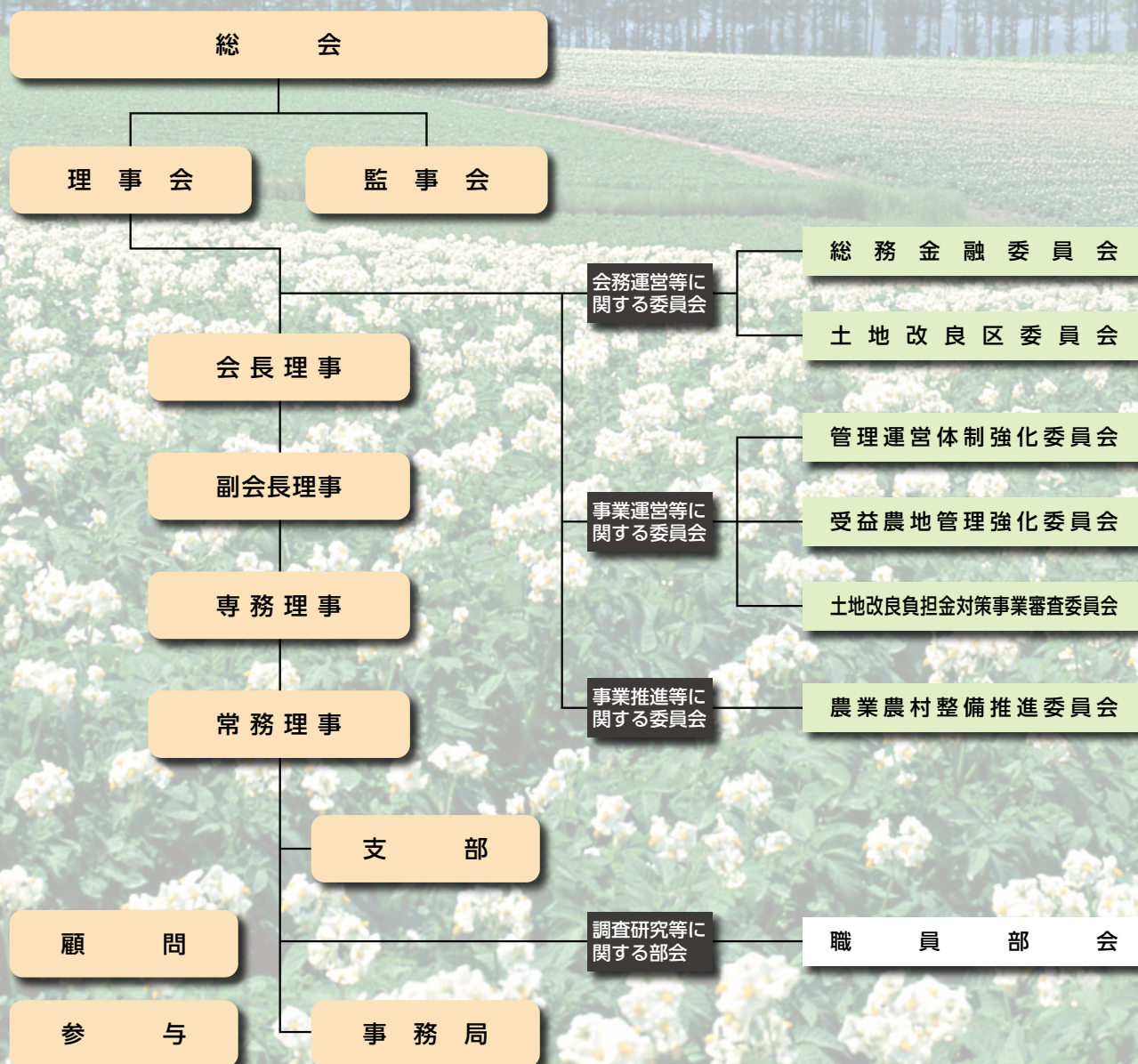
構成・組織機構

■ 構 成 ■

本会は、土地改良区および土地改良区連合（74団体）、市町村（165団体）、農業協同組合（82団体）の計321会員で構成されています。（令和7年5月1日現在）



■ 組織機構 ■ 運営組織は次のとおりです。



第1 土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

1. 会員に対する技術援助

農地耕作条件改善事業や農業集落排水事業など、会員が行う団体営土地改良事業に対する調査計画・設計、数量算定、設計施工管理業務などの技術援助を行うほか、換地計画業務や標準積算システムの運用の支援などを通じて、地域における農業農村整備の円滑な実施に寄与します。

また、自然災害が多発している中で、会員等からの要請に基づき、被災した農地・農業水利施設の災害復旧支援に迅速に対応します。

<技術援助の事例>

①農地耕作条件改善事業等への支援

GPS衛星を利用して地上の現在位置を計測するRTK-GNSS測量機器や、トータルステーションを使用して得られた測量データを基に、会員が行う団体営土地改良事業の調査設計などの技術援助を行います。

②農業集落排水事業への支援

昭和48年度から実施された道内の農業集落排水施設の多くが更新時期を迎えていることから、処理施設の機能診断(ストックマネジメント)を実施し、これに基づく長寿命化計画策定の支援を行います。

③換地計画業務への支援

農地整備事業に関連する権利者等の従前地基礎調査や換地設計基準、換地計画概要の作成など、会員が行う農地集団化の調整に対して支援を行います。



①RTK-GNSS機器やトータルステーションを使用した測量



③農地集団化の調整(整備前→整備後)



②コンクリート表面強度の測定、管路施設調査

2. 国又は道に対する技術協力

国又は道が行う土地改良事業等の調査計画・設計、数量算定、設計施工管理業務などの技術協力を通じて、道内における農業農村整備の円滑かつ効率的な実施に寄与します。特に、調査計画・設計業務等においては、地域のニーズや実情、国や道の施策に即した技術提案を行います。

<技術協力の事例>

- 道が行う土地改良事業の設計施工管理業務においては、工事における品質確保に向けた段階確認などの技術協力を行います。



暗渠排水断面確認



現場打ち枠の配筋検査



用水路管頂高の測定

3. 会員支援

(1) 農業土木技術者技術向上支援

農業農村整備事業の円滑な推進を技術面で支える農業土木技術者の確保・育成の強化を図っていくため、会員のニーズや技術レベルを踏まえ、実習等も取り入れた体系的なカリキュラムによる育成講座を計画的に開講します。

また、国や道等と連携し、会員が参加できる専門的な技術研修について情報提供を行うなど、外部研修の活用を促進します。



農業土木技術者育成講座

(2) 組織運営強化等支援

① 農業農村整備事業等に関する情報提供等

農業農村整備事業をはじめ食料・農業・農村政策に関する動向などの情報を収集し、会員に対し適宜提供するとともに、国や道などと連携し、各種会議等を活用して、事業の推進や組織運営の課題などについて意見交換を行います。

② 土地改良区の業務運営への支援

土地改良区に対し、水土里ビジョンや維持管理計画の策定、水利権の更新に対する支援・助言を行うほか、要請に基づき財務管理や監査機能の強化に向けた指導監査を行います。

③ 土地改良区における男女共同参画への取組促進に対する支援

「北海道土地改良区運営基盤強化協議会(国、道、本会で構成)」をはじめ全土連とも連携し、土地改良区の女性理事の登用など男女共同参画の取組促進を支援します。

(3) 土地改良区機能強化支援事業

1) 施設管理・運営基盤強化対策

① 土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等が管理する土地改良施設の円滑かつ適切な管理の強化を図るため、管理専門指導員を配置し、施設の点検・整備・操作等に係る専門技術的な診断・管理指導を行います。

② 土地改良事業等に関する苦情・紛争等の対策

土地改良関係法令等に精通した相談指導員を配置し、土地改良区等からの農業農村整備事業等に関する苦情・紛争等の相談に対応するとともに、顧問弁護士を通して、複雑・高度な相談に対応します。

③ 土地改良区の運営基盤強化対策

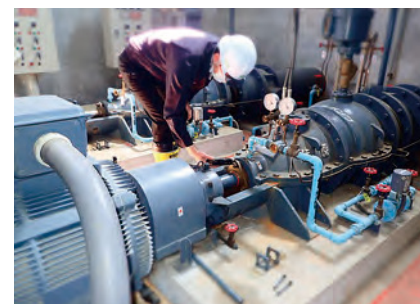
土地改良区の運営基盤の強化を図るため、経営診断に基づく改善指導や、財務管理相談などに対応します。

④ 換地選定手法の指導等

換地業務を行う土地改良区等の役職員及び換地委員に対し、換地に関する指導を行うとともに、換地処分未了地区等への解消方法の検討や所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度の普及・啓発、制度活用の指導・助言を行います。

⑤ 交換分合等の活用支援

基盤整備を契機とした農地の利用権等の権利関係の整序化と利用集積に向けて、交換分合等の制度活用の普及・啓発や技術的な指導・助言を行います。



土地改良施設の診断

2) 研修・人材育成

① 監査実務等向上研修

土地改良区の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、監査・内部点検の実務等に関する研修を行います。

② 換地技術向上研修

換地及び交換分合事務の適正かつ円滑な推進を図るため、業務担当者や換地委員等を対象に経験等に応じて、換地の仕組みや制度、事務について研修を行います。



権利者等の基礎調査

(4) 農業水利施設の事故防止対策等

1) 用排水路等への転落事故等の未然防止対策

子供や高齢者の用排水路等への転落事故や、施設の維持管理に係わる事故の未然防止に向けて、土地改良区等の施設管理者に対し、適正管理や維持管理作業の安全管理の徹底などの注意喚起を図るとともに、事故防止を呼びかけるポスター等を斡旋します。

2) 用排水路等で発生する事故への対応

土地改良区等が管理する用排水路等の施設で発生する事故に対応するため、賠償責任や傷害に係る保険加入業務を行うとともに、事故発生時には速やかに状況を確認して保険会社への連絡調整等を行います。



事故防止啓発ポスター

4. 日本型直接支払の推進支援

北海道日本型直接支払推進協議会の事務局として、国や道、関係市町村等と連携を図りながら、農業者等で構成する多面的機能支払の活動組織や中山間地域等直接支払の集落等が行う地域資源の保全活動等の円滑な推進に向けた指導・助言を行うとともに、事務支援システムや資源保全マップの運営による計画策定や日報・活動記録の作成・確認に対する支援を行います。

【令和6年度実施状況】

- 多面的機能支払（154市町村：交付対象面積 795千ha）
 - ・ 農地維持支払（696組織：農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動）
 - ・ 資源向上支払（656組織：水路、道路等の軽微な補修、植栽による景観形成、生き物調査活動など）
- 中山間地域等直接支払（98市町村：交付対象面積 285千ha）

5. 農地等地図情報運用支援

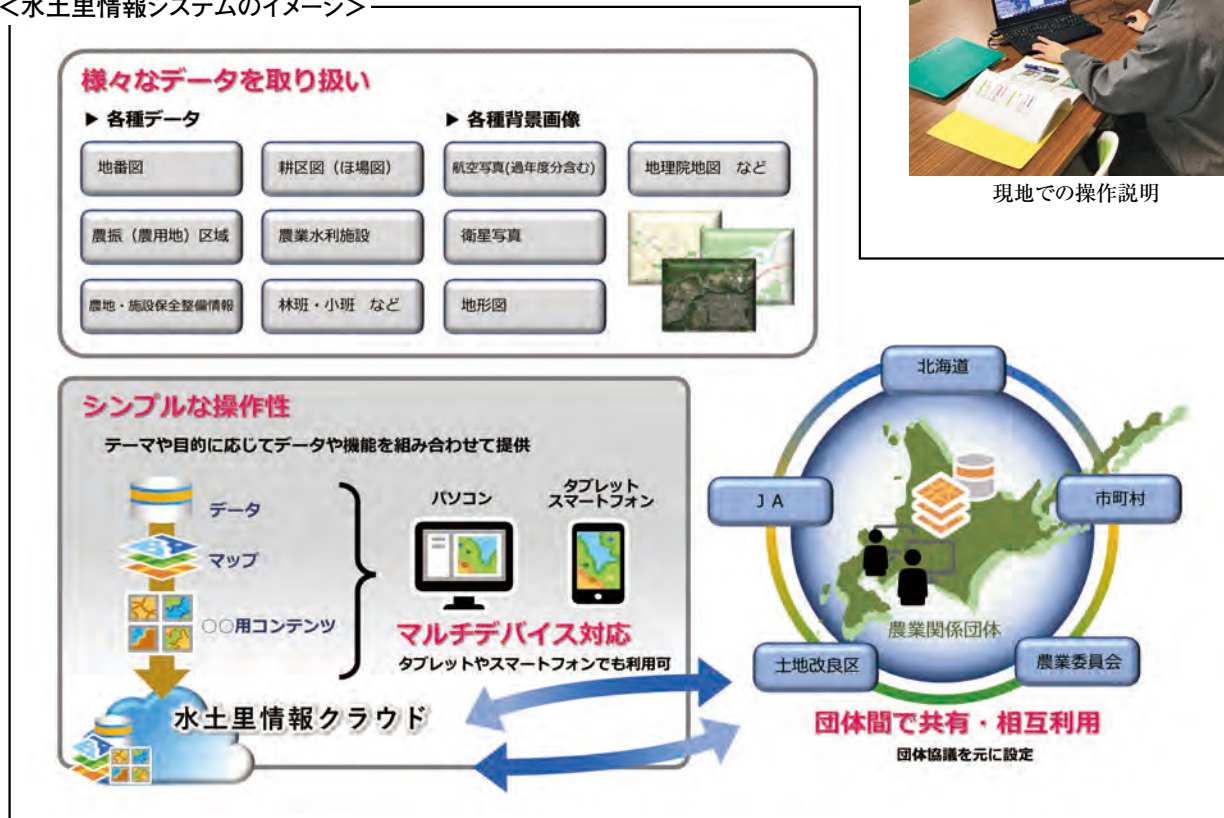
(1) 水土里情報システム運用支援

水土里情報システムの利用団体が、システムに登録された農地等地図情報を有効かつ効果的に利用できるよう、システム操作や情報の管理・運用支援を行います。



現地での操作説明

<水土里情報システムのイメージ>



(2) 水土里情報システム活用支援

水土里情報システムの利用団体が、地域計画(目標地図)の作成や農業農村整備構想の検討、維持管理計画、水利権の更新などで、同システムのデータベースを有効に活用できるよう、データの再編や資料作成などの支援を行います。

＜水土里情報システムを活用したデータの構築事例＞



農業水利施設の管理



日本型直接支払制度における
対象農地の管理



暗渠排水整備履歴の管理

6. 施設管理支援

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業

1) 土地改良施設維持管理適正化事業

農業水利施設の機能保持のため、定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設設備を行う本事業を推進します。

2) 施設改善対策事業

農地の利用形態に応じた用排水の合理的かつ効率的な管理を行うために必要な農業水利施設の整備改善を行う本事業を推進します。

(2) 北海道ため池サポートセンター業務(道と本会の共同運営)

道内の農業用ため池の管理者に対し、ため池の適正な保全管理に関する技術的指導・助言や自然災害からの安全性の確保に必要な情報発信などを行うほか、災害リスクの高い個人管理の防災重点ため池については、点検やパトロール等の監視を行います。

(3) 農道台帳の作成管理等業務

農道の維持管理については、普通交付税における市町村の基準財政需要額に計上されることから、農道台帳(副本)の整備・管理を行います。

第2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

1. 研修会、講習会

会員のニーズを踏まえて、農業農村整備事業等に関する研修会、講習会を開催します。

2. 広報、広聴活動

会報の定期的な発行をはじめ多様なツールを活用した情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布・斡旋などを通じて、会員に対する迅速かつタイムリーな情報提供と道民に対する農業農村整備事業等の役割、重要性などのPR活動を行います。

また、アンケート調査により、本会業務や農業農村整備事業等に関する会員からの要望・意見等を広く聴取し、適切な対応に努めます。



水土里ネットセミナー

第3 土地改良事業に関する調査研究

1. 農業農村整備事業制度に関する調査研究

農業農村整備事業に関する課題などを的確に把握し、道内関係機関・団体をはじめ全国土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、会員のニーズを反映した事業制度の拡充要望等の検討を行います。

2. 道内外における農業農村整備事業の優良事例等の調査

道内外の農業農村整備事業の優良事例等の調査を通じて、先進的な取組の情報発信を行います。

3. 新技術を活用した農業農村整備の調査等に関する研究

農業農村整備に係る受託業務や災害復旧の支援要請などに対する、より迅速かつ効率的な対応や、土地改良区等が行う施設管理の省力化・高度化に向けて、ドローンやGIS等を活用した調査技術について検討します。



ドローンによる調査

4. 水田政策の見直しによる地域農業への影響等の調査・検討

水田政策の根本的な見直しの方向性が示された中で、今後の検討状況などを踏まえ、土地改良事業や土地改良区運営など地域農業への影響等について調査・検討を行います。

第4 土地改良事業関係の金融改善（土地改良負担金対策）

土地改良事業の実施に伴う農家負担の軽減と償還の円滑化を図るための農家負担金軽減支援対策事業を推進します。

1. 地域生産基盤保全強化支援事業（利子助成）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地区にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、受益者負担金の償還利息相当額の6分の5を限度に助成を行います。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子資金貸付）

担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、土地改良事業の受益者負担額の6分の5を限度に無利子資金の貸し付けを行います。

3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（利子助成）

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の土地改良事業負担金の償還利息に相当する額の助成を行います。

4. 農地有効利用推進支援事業（利子助成）

農地耕作条件改善事業の受益者負担金を償還中の地区にあって、担い手への農地利用集積の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、受益者負担金の償還利息相当額の6分の5を限度に助成を行います。

5. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業（利子助成）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金等の償還利息相当額の助成を行います。

6. 土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、土地改良区等が年償還額のピーク時の一定割合を超える部分を融資機関から借り入れ、後年に繰り延べすることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給を行います。

7. 担い手育成支援事業（利子助成）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中で、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む地区にあって、地元負担金の水準が一定割合以上の地区に対し、償還利率が一定率を超える利息相当額を助成します。

第5 本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

1. 提案・要請活動

農地や農業水利施設等の整備・保全や農村地域の防災・減災対策、農業・農村の多面的機能増進などを着実に進めていくため、会員のニーズを踏まえて、農業農村整備事業の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現等について、国をはじめ関係機関等に対し提案・要請を行います。



農水省に動画で要請する本会代表者

2. 各種委員会の活動

(1) 会務運営等に関する委員会

1) 総務金融委員会

定款、規約、諸規程に関することや事業計画、収支予算など会務運営に係る基本的な案件を審議します。

2) 土地改良区委員会

土地改良区運営に関する政策的課題や組織運営強化対策等を審議します。



総務金融委員会

(2) 事業運営等に関する委員会

1) 管理運営体制強化委員会

土地改良区機能強化支援事業における施設の診断・管理指導や土地改良事業等に関する苦情・紛争対策、財務管理強化に向けた指導・支援の方針、研修計画等を協議します。

2) 受益農地管理強化委員会

土地改良区機能強化支援事業における換地処分未了地区や換地選定手法指導地区、交換分合等活用支援地区の選定・指導方針、研修計画等を協議します。

3) 土地改良負担金対策事業審査委員会

農家負担金軽減支援対策事業等の適正な運用を図るため、土地改良区等が作成した同事業等に係る計画を審査します。

(3) 事業推進等に関する委員会

農業農村整備推進委員会

農業農村整備事業の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現に関する提案・要請事項等を審議し、関係機関等に対し適時に要請活動を行います。



農業農村整備推進委員会

3. 支部活動の推進

各支部はそれぞれの地域の実態に即して、国等に対する提案・要請活動や職員部会と連携した研修・講習の開催などを通じて、会員の共同利益の増進を図るものとします。

4. 土地改良事業功労者の表彰

土地改良事業の発展に功績のあった土地改良事業功労団体並びに功労者を表彰、推薦します。

5. 職員部会の活動

農業農村整備事業等に関わる調査研究等を通じて、会員職員の情報の共有と資質の向上等を図るとともに土地改良区等の女性職員同士のネットワーク化などを促進します。

6. 関係機関・団体との連携

「北海道農業・農村確立連絡会議」など各種会議等に参加し、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、本道農業・農村をめぐる情勢や課題などについて情報を共有するとともに、必要な対策の検討等を行います。

特に、水田政策の見直しについては、北海道の実情を踏まえたものとなるよう、道をはじめ道内関係機関・団体で構成する「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」で課題等を共有し、必要な対策を国に求めています。

執行体制及び事務局機構

役員

(任期：令和5年4月5日～令和9年4月4日)

(令和7年5月1日現在)

会長理事	菊地博	(ながめま土地改良区理事長)	理事	金秀行	(蘭越町長・蘭越土地改良区理事長)
副会長理事	徳永哲	(弟子屈町長)	//	阿部一	(安平町土地改良区理事長)
専務理事	藤田二	(学識経験者)	//	阪口幸	(新十津川土地改良区理事長)
常務理事	本間勤	(学識経験者)	//	岩崎隆	(北見土地改良区理事長)
//	曽根興	(興部町長)	//	松村幸	(由仁町長)
//	大佐一	(別海町長)	//	伊藤作	(狩場利別土地改良区理事長)
//	木々千	(日高町長・日高門別土地改良区理事長)	//	西保裕	(帯広市土地改良区理事長)
//	大滝三	(大雪土地改良区理事長)	//	榎本好	(てしおがわ土地改良区理事長)
//	大河夫	(恵庭土地改良区理事長)	//	佐藤ひ	(留寿都村長)
//	河村康	(渡島平野土地改良区理事長)	総括監事	伊藤修	(石狩土地改良区理事長)
//	荒木正	(新得町長)	監事	吉田幸	(空知川上流土地改良区理事長)
//	河田俊	(オロロン土地改良区理事長)	//	長井一	(北海土地改良区理事長)
//	川村誠	(豊富町長)	顧問	加藤聡	(学識経験者)
//		(北石狩農業協同組合代表理事組合長)	参与	神野泰博	(学識経験者)

総務企画部

総務課

定款・規約・諸規程の制定及び改廃、総会、理事会、監事会、総務金融委員会、事業計画・報告、収支予算・決算、会員加入等、表彰、支部運営、職員部会、検査・監査、公印の管守、現金・預貯金・有価証券の管守、金銭の収納・支払い、固定資産等の取得・処分・管理等、起債及び借入金、出資金及び基金の管理、会員の金融改善、賦課徴収、人事、福利厚生など

企画指導課

業務運営の基本事項の策定、事業推進に係る提案・要請、農業農村整備推進委員会、広報・広聴、21創造運動、土地改良区組織運営基盤強化対策、役職員の研修・講習、土地改良区委員会、土地改良負担金対策、土地改良相談業務、再生可能エネルギー導入推進、施設の事故防止等対策、関係機関との連絡調整、土地改良事業調査研究など

技術部

地域支援課

北海道日本型直接支払推進協議会の運営支援、日本型直接支払制度に係る地域活動支援及び連絡調整、水土里情報システムの運用・管理、活用など

農地・施設管理支援課

土地改良施設の診断・管理指導、管理運営体制強化委員会、維持管理適正化事業の計画及び実施、施設台帳の作成、整備及び更新等の支援など

換地支援課

換地及び農地利用集積業務の指導、換地事務の講習、換地計画業務の実施、受益農地管理強化委員会、換地土部会など

事業部

事業管理課

品質マネジメントシステムの統括・運用管理、技術援助・協力に係る技術的検討・提案、技術援助・協力に係る受託事務、成果品の品質検査、技術援助・協力に係る関係機関等との連絡調整、職員の技術的な資質向上、資格取得支援、会員団体職員の技術向上に資する支援、各種技術情報の収集・提供、会員等発注者支援、農道台帳の管理、農地、農業用施設に係る防災、減災活動、日本型直接支払制度に係る地域活動支援、北海道ため池保全管理サポートセンターの業務など

積算支援課

標準積算システムの運用・支援、積算基準・標準仕様書等、災害増高申請

道央事務所

事業の調査計画・設計、工事数量算定、設計施工管理業務、農業集落排水施設の機能診断、計画及び実施設計、災害等緊急業務の実施、日本型直接支払制度に係る地域活動支援

岩見沢事務所

事業の調査計画・設計、工事数量算定、設計施工管理業務、災害等緊急業務の実施、日本型直接支払制度に係る地域活動支援

深川事業所

工事数量算定業務、設計施工管理業務

※以下、各事務所の事務分掌は岩見沢事務所同様

道北事務所

道東事務所

オホーツク事務所

○職員数 150名

○技術職員の有資格者数

(令和7年5月1日現在)

博士	2名	浄化槽技術管理者	5名
技術士(総合技術監理)	1名	浄化槽管理士	11名
技術士(農業)	11名	土地改良換地士	15名
技術士補	38名	土地改良専門技術者	13名
農業土木技術管理士	24名	ダム管理主任技術者	1名
農業水利施設機能総合診断士	4名	二級建築士	1名
一級土木施工管理技士	72名	基本情報技術者	1名
二級土木施工管理技士	21名	情報セキュリティアドミニストレータ	1名
測量士	15名	初級アドミニストレータ	4名
測量士補	23名		

事務所および支部所在地

● 事務所

●本部 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23 道通ビル7階

☎011(221)2292 FAX 011(221)2258

●道央事務所

〒061-1268 北広島市輪厚中央5丁目8番地12

☎011(376)3111 FAX 011(376)3287

●岩見沢事務所

〒068-0010 岩見沢市10条東3丁目

☎0126(25)5620 FAX 0126(24)6136

○深川事業所

〒074-0002 深川市2条15番20号

☎0164(34)6315 FAX 0164(34)6316

●道北事務所

〒071-1502 上川郡東神楽町南1条東2丁目

☎0166(83)3817 FAX 0166(83)5552

●道東事務所

〒082-0036 河西郡芽室町西6条4丁目

☎0155(62)0828 FAX 0155(62)1594

●オホーツク事務所

〒093-0046 網走市新町1丁目

☎0152(43)1788 FAX 0152(43)1789



● 支部事務局

〔石狩支部〕	恵庭土地改良区内	〒061-1352	恵庭市島松仲町2丁目9-12	☎0123(36)8411
〔空知支部〕	ながめま土地改良区内	〒069-1343	夕張郡長沼町旭町北1丁目1-19	☎0123(88)2324
〔上川支部〕	てしおがわ土地改良区内	〒095-0044	士別市東山町3440番地29	☎0165(29)7177
〔後志支部〕	蘭越町農林水産課内	〒048-1392	磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	☎0136(55)6529
〔檜山支部〕	狩場利別土地改良区内	〒049-4308	瀬棚郡今金町字今金412番地の20	☎0137(82)0244
〔渡島支部〕	渡島平野土地改良区内	〒041-1201	北斗市本町711番地1	☎0138(77)8521
〔胆振支部〕	安平町土地改良区内	〒059-1595	勇払郡安平町早来大町95番地	☎0145(22)2076
〔日高支部〕	日高門別土地改良区内	〒059-2192	沙流郡日高町門別本町210-1	☎01456(2)5116
〔十勝支部〕	十勝町村会内	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目十勝合同庁舎内	☎0155(23)6204
〔釧路支部〕	弟子屈町農林課内	〒088-3292	川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号	☎015(482)2936
〔根室支部〕	別海町産業振興部農政課内	〒086-0205	野付郡別海町別海常盤町280番地	☎0153(75)2111
〔オホーツク支部〕	北見土地改良区内	〒090-0804	北見市桜町2丁目95番地	☎0157(23)7468
〔宗谷支部〕	豊富町農林水産課内	〒098-4110	天塩郡豊富町大通6丁目	☎0162(73)1352
〔留萌支部〕	オロロン土地改良区内	〒078-4106	苫前郡羽幌町南6条2丁目16番地の4	☎0164(62)2099



令和7年6月1日発行

『水』…農業用水、地域用水など

『土』…土地、農地、土壌など

『里』…農村空間、農家や地域住民が
一体となった生活空間など

『水土里』

豊かな自然環境、美しい景観を意味し、
おいしい水、きれいな空気など清廉なイ
メージを表現

北海道土地改良事業団体連合会

(担当：総務企画部企画指導課)

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 道通ビル7階

TEL. 011-221-2292 FAX. 011-221-2258

URL <https://www.htochiren.jp> E-mail info@htochiren.jp

(表紙写真) 全景 ~ 第66回全国土地改良功労者等表彰 農林水産大臣表彰
新篠津土地改良区

- ・大区画ほ場における水稻の収穫(士別市)
- ・区画整理したほ場における小麦の収穫(音更町)
- ・草地整備を行った草地における牧草の収穫(別海町)